

環日本海圏航路陸送経費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港貿易振興会（以下「振興会」という。）が日本国境港、大韓民国東海港、ロシア連邦ウラジオストク港を結ぶ定期貨客船航路（以下「環日本海圏航路」という。）を利用する荷主に対し国内輸送に要する経費の一部を助成することについて、鳥取県境港利用促進支援事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 荷主

直接貿易においては船荷証券に荷送人若しくは荷受人として記載のある者、又は間接貿易においては船荷証券に記載のない輸送貨物の起点となる荷送人若しくは終点となる荷受人（以下「国内における発注主」という。）のうち1者とする。

(2) a 地域

鳥取県中・西部（倉吉市、東伯郡、米子市、境港市、西伯郡、日野郡の区域に限る。）、島根県東部（松江市、安来市、出雲市、雲南市、仁多郡の区域に限る。）の地域をいう。

(3) b 地域

a 地域以外の地域をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金は、環日本海圏航路を利用し、かつ、国内に事業所を有する荷主が、境港の利用を開始した年度から3カ年に要した貨物トラック等借上料、道路利用料金、燃料費等国内輸送に必要な経費の一部を交付するものとする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、前条で規定する条件を満たす者について、次の各号に掲げる貨物の輸送に対し、当該各号に掲げる額とする。

(1) コンテナ貨物の輸送

a 地域を起点又は終点とする輸送1回につき10千円

b 地域を起点又は終点とする輸送1回につき20千円

(2) 自走により船積みされる貨物の輸送（4台で1回と換算する。）

a 地域を起点又は終点とする輸送1回につき10千円

b 地域を起点又は終点とする輸送1回につき20千円

2 助成金は、境港利用開始から3カ年助成し、境港利用開始した年度から1カ年ごとに1荷主につきa 地域を起点又は終点とする輸送については100千円、b 地域を起点又は終点とする輸送については200千円まで交付できるものとする。

3 助成金は予算の範囲内とし、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合は超過部分については交付しないものとする。

(事前申込)

第5条 本助成金の交付を希望する者（以下「助成希望者」という。）は、当該年の境港利用助成事業計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）を、原則、境港利用開始日以前に振興会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。なお、利用開始日以前に提出できない

場合は、利用開始後、速やかに提出するものとする。

- 2 会長は、計画書を受理したときは、その内容を確認し受付日及び番号を助成希望者に通知するものとする。
- 3 会長は、計画書を受理しない決定をしたときは、その旨の理由を付して助成希望者に通知するものとする。

(交付請求等)

第6条 助成金の交付を受けようとする荷主(以下「請求者」という。)は、次の各号に掲げる期間の貨物の輸送に係る環日本海圏航路陸送経費助成金交付請求書(様式第2号)、船荷証券(写し)及び別紙様式を、当該各号に定める日までに会長に提出しなければならない。ただし、本文の規定にかかわらず、請求者の貨物の輸送の実績が助成金の限度額に達した場合又は当該年度の利用が終了した場合は、速やかに会長に提出するものとする。

- (1) 当該年度4月1日から同年度12月31日まで 当該年度1月31日
- (2) 当該年度1月1日から同年度3月31日まで 当該翌年度4月10日
- 2 b 地域を起点又は終点とする輸送に対する助成金を受けようとする者は、前項に掲げる書類に加え、広域輸送届出書(様式第3号)を提出するものとする。
- 3 間接貿易において船荷証券上の荷主が請求者となる場合は、予め国内における発注主と調整を図った上で請求するものとする。
- 4 国内における発注主が請求者となる場合は、別に定める書類又はそれに準ずるものを、別途、提出するものとする。

(交付決定の時期等)

第7条 会長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに請求内容を審査し、要件を満たしている場合は助成金の交付を決定する。

- 2 交付する場合は、会長はその旨該当請求者に、環日本海圏航路陸送経費助成金交付決定通知書(様式第4号)により通知後、30日以内に助成金を交付する。
- 3 不交付とする場合は、会長はその旨当該請求者に、環日本海圏航路陸送経費助成金不交付決定通知書(様式第5号)により通知する。

(助成金の返還)

第8条 会長は、虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した者に対し、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、当該事業の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月9日から施行し、令和元年10月9日以降の事業から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月20日から施行し、令和元年11月28日以降の事業から適用する。

(環日本海圏定期貨客船航路の休航に伴う暫定措置)

- 2 環日本海圏貨客船航路の令和元年11月28日からの休航に伴う暫定措置として、当該航路から境港外貿定期航路のコンテナ船による輸送に切り替えた事業実施主体に対して、当該航路休航期間中に限り、環日本海圏航路利用陸送経費助成事業による国内輸送の助成が適用できるものとする。

様式第2号

年 月 日

境港貿易振興会会長 様

申請者 所在地 〒

名称

代表者

印

担当者所属氏名
電話

2019年度環日本海圏航路陸送経費助成金交付請求書

環日本海圏航路陸送経費助成金の交付を受けたいので、環日本海圏航路陸送経費助成事業実施要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて請求します。

記

1 交付請求額 金 _____ 円

2 利用状況

(1) 輸送事業者 (所在地、事業者名、代表者職氏名)

(2) 利用実績

※ (別紙様式) 環日本海圏航路陸送経費助成利用実績内訳を作成し、船荷証券 (写し) を添付すること。

(3) 国内物流経路及び手段

※ b 地域 (鳥取県中・西部、島根県東部以外の地域) を起点又は終点とする輸送の場合は、「広域輸送届出書 (様式第3号)」を添付すること

3 振込先口座

金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義 (フリガナ)

(別紙様式) 環日本海圏航路陸送経費助成 利用実績内訳

1 事業対象年度 (年度)

番号	区分 (いずれかに○を してください)	発着地	利用年月日	バルク貨物量 t・m ³ (TEU換算)	コンテナ貨物量 TEU	輸出・ 輸入	仕向・ 仕出港	品名	利用船社	境港通関業者	備考 (BL#)
	a 地域 b 地域			()							
	a 地域 b 地域			()							
	a 地域 b 地域			()							
	a 地域 b 地域			()							
—			合 計	()		—	—		—	—	—

※ 枠が足りない場合は加筆してください。

①番号は通し番号とし、添付の船荷証券(写し)にも照合のため番号を手書き等で記載すること。

②区分は、以下の地域を起点又は終点とする輸送のどちらに該当するかを選択すること。

- ・a 地域 鳥取県中・西部(倉吉市、東伯郡、米子市、境港市、西伯郡、日野郡)、島根県東部(松江市、安来市、出雲市、雲南市、仁多郡)の地域
- ・b 地域 a 地域以外の地域

③コンテナを利用しないバルク貨物量については、20t・20m³=1TEU、重機・中古車など、台単位で算定されるものについては、4台=1TEUとして換算し、下段()に数量を記載すること。